令和5年定例会7月会議

豊浦町議会会議録

令和5年7月21日(金曜日)

午後1時30分 再開

午後2時08分 散会

令和5年定例会7月会議

豊浦町議会会議録

令和5年7月21日(金曜日) 午後1時30分 再開

◎議事日程(第1号)

再開宣告

開議宣告

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 議会運営委員長報告

日程第3 諸般の報告

日程第4 議案第55号 財産の取得について

日程第5 議案第56号 財産の取得について

日程第6 議案第57号 財産の取得について

日程第7 発議第5号 議員の派遣について

散会宣告

◎出席議員(7名)

議 長 8番 根津公男君 副議長 7番 石 澤 清 司君

> 山 田 秀 人君 1番

小 川 晃 司君 3番 嘉 則君 4番 勝木 5番 大 里 葉 子君

6番 渡辺 訓雄君

◎欠席議員(0名)

◎説明員

町 長 井 洋 一 君 村

長 歩 君 副 町 須 田 厚 志 君 代 表 監 査 委 員 菅 野

務 総 課 長 Ш 壮 輔 君 石

政 策財 政 課 長 本 所 淳 君

政策財政課長補佐 崎 優 亮 君 宮

橋

高

美 香 君

国民健康保険病院事務局長

◎事務局出席職員

務 局 長 荻 野 貴 史 君

◎再開宣告

○議長(根津公男君) 皆さん、こんにちは。

本日、7月21日は休会の日でありますが、議事の都合により、定例会7月会議を再開いたします。

なお、ただいまの出席議員は7名であり、法第113条の規定による定足数を満たしております。 よって、会議は成立いたします。

◎開議宣告

○議長(根津公男君) これより、本日の会議に入ります。

◎会議録署名議員の指名

○議長(根津公男君) 日程第1、会議録署名議員を指名いたします。

会議録署名議員は、会議規則第112条の規定により、議長において、1番、山田秀人議員並び に3番、小川晃司議員を指名いたします。

◎議会運営委員長報告

○議長(根津公男君) 日程第2、議会運営委員会の委員長報告をいたします。

議会運営委員会の委員長から、去る7月14日に開催されました議会運営委員会による本会議の運営等についての協議経過と結果報告の申出がありましたので、これを許可いたします。 議会運営委員会小川晃司委員長。

○3番(小川晃司君) 議長の許可をいただきましたので、去る7月14日に開催されました議会運営委員会における協議結果等についてご報告いたします。

令和5年定例会7月会議の議事日程等につきましては、お手元に配付のとおりでございます。 会議に付議されている案件については、町長からの提案に係るものとして、財産の取得が3件であります。また、議会の発議案件として、議員の派遣が1件であります。

以上のことから、7月会議の会期につきましては、1日間としたところであります。

短期間ではありますが、円滑な議会運営に特段のご協力を賜りますことをお願い申し上げ、 議会運営委員会の委員長報告といたします。

○議長(根津公男君) 議会運営委員会の委員長報告が終わりました。

委員長報告に対する質疑はございませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(根津公男君) 質疑なしと認めます。

よって、委員長報告は報告済みといたします。

◎諸般の報告

○議長(根津公男君) 日程第3、諸般の報告をいたします。

議会におけるその後の動向につきましては、配付文書により報告といたします。

次に、本定例会 7月会議における町長からの提出議案、その他の資料は、それぞれ配付のと おりであります。

次に、説明員及び委任職員は5名であります。

以上、報告といたします。

◎議案第55号 財産の取得について

○議長(根津公男君) これより、議案の審議に入ります。

日程第4、議案第55号 財産の取得についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

高橋国民健康保険病院事務局長。

○国民健康保険病院事務局長(高橋美香君) 議案第55号 財産の取得についてご説明いたします。

電子カルテシステム関連機器について、次のとおり財産を取得するものです。

提案の理由としましては、契約金額が700万円を超えることから、議会の議決に付すべき契約 及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものでござい ます。

説明資料の1ページをお開きいただきたいと思います。

- 1、プロポーザルの執行日は6月30日でございます。
- 2、財産の概要及び業者選定の経過ですが、取得財産は電子カルテシステム関連機器一式で、 納期は令和6年3月18日までとしております。

提案の上限額につきましては、7,260万円でございます。

優先実施候補者は、株式会社アクトシステムズで、契約金額は7,005万円でございます。 プロポーザルの公募業者は、記載のとおりでございます。

以上で説明を終わります。

- ○議長(根津公男君) 説明が終わりましたので、質疑があれば許します。
 勝木議員。
- **○4番(勝木嘉則君)** 今回、プロポーザルということでやったわけですけれども、この業者に対して、他の町の実績等はどのようになっているか、分かっている範囲で教えていただけますか。
- ○議長(根津公男君) 高橋国民健康保険病院事務局長。
- **○国民健康保険病院事務局長(高橋美香君)** 株式会社アクトシステムズにおきましては、主にオホーツク海側の国民健康保険病院のおよそ100床未満の四つの病院をやっておりまして、そのほか、札幌市のマタニティクリニックですとか多数の病院を経験しているというふうに聞いております。
- ○議長(根津公男君) ほかにありませんか。 石澤議員。
- **〇7番(石澤清司君)** 電子カルテ関連機器の購入に当たって、関連ということで2点ほど質問をさせていただきたいと思います。

電子カルテ導入に当たって、私は素人なもので心配することがあって質問をさせていただくのですけれども、1点は、電子カルテ導入に当たって看護師さんの業務が増えるのではないかという心配をしています。ということは、入院患者さんのところへ行って、血圧だとか脈拍だとかを当然記入して、それを今度は持ち寄ってパソコンに入力してということで電子カルテを導入するのかなと私は考えているのですけれども、そうなってくると、電子カルテ導入によって看護師さんの業務が少し増えるのではないかという心配をしました。その質問にお答えをいただければと思います。

もう一点は、当然、豊浦の国保病院では大岸と礼文華に診療所があるものですから、そちらにも行って患者さんを診るのではないかと思うのです。それに当たっては、タブレットなりを持っていくのではないかと考えると、パソコン等を含めて、光ファイバーを通じて対応するのだろうと私は推測したものですから、そのようなことになってくると、今、大きな病院ではサイバーの問題がいろいろあって大変だということをマスコミ等で聞いている関係もあって、その辺の保守契約、サイバーセキュリティーの関係のことに対してどのような対応をこの会社とされているのか、その辺のところもご説明をいただければと思います。

その2点についてご答弁いただけたらと思います。

- ○議長(根津公男君) 高橋国民健康保険病院事務局長。
- ○国民健康保険病院事務局長(高橋美香君) まず、1点目の看護師さんの業務が増えるのではないかというお話でしたけれども、当然、初めて触るシステムですので、なかなかスムーズにいかないところはあるかと思うのですけれども、業務の負担軽減としましては、今だと、一回一回紙に書いて戻ってカルテに記入してということをやっているかと思うのですけれども、今回のシステムが入ることによってスマートフォンのような携帯端末を、外部に接続はできない、本当に院内しか使えないものですけれども、そういったものを導入しまして、ラウンドで各患者さんのところで血圧ですとか体温を測る際には、そこで直接入力して、自動的に電子カルテのほうに反映させると。今ですと、例えば、褥瘡の具合をカメラで撮るといった場合にデジカメを使っているわけですけれども、すごく画質が悪く、もうデジカメというのは古くてあまり流通していないのですね。それで、カメラを買ってくれという話もあったのですけれども、今回、スマホの端末が導入されることで、そこで写真を撮って、そういったものも褥瘡の管理に自動的に送れる形になっておりますので、慣れてくれば、かなりの業務の負担軽減にはなるかと思っています。

2点目の大岸、礼文華の診療所に電子カルテをというお話ですが、今回はノートパソコンとかタブレットも導入しますので、今、大岸、礼文華は事前に予約を受けてその方たちの紙のカルテを、十何人分、毎回運ぶわけですけれども、やはり紛失の危険性も考えられるので、今回はタブレットを持っていきます。

ただ、全員協議会のときにもお話ししましたけれども、パソコンとかタブレットの中に個人情報は一切含まれておりません。なぜかといいますと、サーバーのほうに直接読みに行って、そこの情報を見て指示を出したりしているものですから、仮に端末を紛失したとしても個人情報がどこかに行ってしまうとか見られることはないと考えています。

そのセキュリティーについてですが、こちらは病院とか役所もそうですけれども、専用回線でネットワークを組みますので、そこは心配ないと思っておりますし、当然、業者のほうでも専用回線についてリモートで常に監視をしております。

全員協議会のときにも保険の話が出ていましたけれども、そちらについても来年度は検討していこうと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

- 〇議長(根津公男君) ほかにありませんか。 渡辺議員。
- ○6番(渡辺訓雄君) 今回のカルテのことについては、取り組んでくれればいいのでありますが、この財産取得の金額です。私の常識か、そちらの非常識か、その逆もあるのでありますが、議案第55号の議案書と説明資料の金額です。提案の上限額が議案書では7,260万円、消費税を含む、契約金は7,205万円で消費税を含むということですが、これは私から見ると非常に分かりにくい書き方です。この契約金の中に消費税の金額を入れるとかしないと、すごく分かりに

くいというか、曖昧というかね。

それと同時に、説明資料の1ページで7,200万円、これは契約金額ですね。消費税が655万5,000円、これを比較すると、どういう真っ当な金額になるのですか。ちょっと言葉足らずだけれども、真っ当ということは、契約金額7,205万円は分かるが、そういう説明ではなかったのです。後で議事録を精査しますけれどもね。消費税655万円、どういう計算をすればこうなりますか。この書き方はまずいよ、次のページもみんな。

まずは説明資料から説明してもらいましょう。

- 〇議長(根津公男君) 高橋国民健康保険病院事務局長。
- **○国民健康保険病院事務局長(高橋美香君)** 書き方がまずいと言われればそうかもしれないのですけれども、議案書のほうに記載されている契約金額7,205万円には消費税を含んでおります。説明資料のほうも、上の契約金額は消費税が含まれた金額になっております。その7,205万円のうち、消費税が655万円であるという記載にしていたつもりですけれども、分かりにくくて申し訳ございません。(何事か言う人あり)

上限額ですか。

上限額というのは、あくまでもそのプロポーザルの手挙げをする中で、入札で言うところの表には出ない予定価格というところでしょうか。このプロポーザルの場合は、上限額を初めに見せておいて、この金額の中でおたくは幾らでできますかという、金額もそうですけれども、プロポーザルの場合ですと、金額よりもまず内容ということになりますし、これ以上の金額が出るような場合には、当然、手挙げができないということになっています。

ですから、今回は7,260万円以内の契約金額になっております。

- 〇議長(根津公男君) 渡辺議員。
- **○6番(渡辺訓雄君)** そっちは実務者だから分かっていると思うのです。説明資料の中で、契約金が7,205万円、消費税が655万円、これをちょっと説明してもらえますか。
- ○議長(根津公男君) 暫時休憩いたします。

休憩午後1時45分再開午後1時52分

- ○議長(根津公男君) 休憩を閉じて、再開いたします。 須田副町長。
- 〇副町長(須田 歩君) 渡辺議員からのご質問でございます。

議案書の記載の仕方と資料の掲載の仕方でございますけれども、契約金額自体については間違いございませんが、説明資料では契約金額と消費税という2段書きという記載がございまして、統一が取れておらず、説明資料のほうが分かりにくい表示となっている状況かと思っております。今後、説明資料につきましては、分かりやすい記載の方法に見直しをしていきたいと考えております。

〇議長(根津公男君) ほかに質疑はございませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(根津公男君) なければ、これで質疑を終結いたします。 討論はありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(根津公男君) なしと認めて、終結いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案どおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う人あり)

○議長(根津公男君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案どおり決しました。

◎議案第56号 財産の取得について

〇議長(根津公男君) 日程第5、議案第56号 財産の取得についてを議題といたします。 提案理由の説明を求めます。

高橋国民健康保険病院事務局長。

○国民健康保険病院事務局長(高橋美香君) 議案第56号 財産の取得についてご説明いたします。

医用画像診断支援システムについて、次のとおり財産を取得するものです。

提案の理由としまして、契約金額が700万円を超えることから、議会の議決に付すべき契約及 び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものでございま す。

説明資料は2ページをお開きください。

- 1、プロポーザルの執行日は、先ほどと同様、6月30日でございます。
- 2、財産の概要及び業者選定の経過ですが、財産取得は医用画像診断支援システム一式でございます。

納期は令和6年3月18日までとしております。

提案の上限額につきましては、税込みで2,057万円でございます。

優先実施候補者は、株式会社常光室蘭営業所で、契約金額はこちらも消費税込みの1,292万 5,000円でございます。

プロポーザルの公募業者につきましては、記載のとおりでございます。 以上です。

- ○議長(根津公男君) 説明が終わりましたので、質疑があれば許します。 山田議員。
- **○1番(山田秀人君)** システム更新に係る事業というのは分かるのですが、公募の仕方というか、プロポーザルでやっているわけですから、それに公募したのが一つしかないということですね。それで、なおかつ提案の上限額というのが示されて、1者からしか公募がなくて、優先実施候補者がその金額を提示したということです。比較するすべがないということになるのですかね。公募ですから、その提案がいかに優れているかということで発注者は判断するわけですが、公募業者が一つしかないわけですから、どうやって比較するのかということです。

病院側は、いろいろな情報、知識を持って優先業者を選定するわけですけれども、プレゼン テーションする側だっていろいろなものがあるわけですから、それが一つしかないということ はなかなか判断がしづらいのではないか。

ましてや、上限額と実際に契約しようとする提示した金額にかなり差があるわけです。ですから、妥当性があるかということも考えると、そこら辺はどうも不明確ではないかという気がするのです。そこら辺を決断した判断というか、どういうふうな基準で判断したのですか。

- ○議長(根津公男君) 高橋国民健康保険病院事務局長。
- **〇国民健康保険病院事務局長(高橋美香君)** 最初のプロポーザルのときの最終的な契約金額

というのは、実際に優先実施者が決まってから詳細な中身を決めまして、再見積りを実際に出 してもらってこの金額になっているわけですけれども、今回、電子カルテと一緒にやるという ところで、ネットワーク工事など、かなり相乗りできる部分があったということで契約金額が 下がっております。

また、1者しか来なかったということですけれども、実際に予算の時点でいろいろなところに見積りをもらったりいろいろやっていて、その時点では3者ほどあったわけですが、今回、公募したときにこの業者しか来なかったということです。電子カルテのほうにも同じ業者が入っていて、ほかにも2者ありましたけれども、そちらの業者については、このシステムについては取扱いがないということで、最終的にこの1者になってしまったところでございます。

- 〇議長(根津公男君) 山田議員。
- **○1番**(山田秀人君) それで、公募をする業者ですが、医療の画像系のシステムを扱う業者というのは、まだたくさんあるのではないですか。これしかない、公募がなかった、なぜないのかということになると、比較するすべがないのだから、これはやめるべきではないかと私は思うのです。競争する相手がきちんとそろって、プロポーザルをもう一度受けるというのが普通ではないかという気がするのですが、いかがですか。
- 〇議長(根津公男君) 高橋国民健康保険病院事務局長。
- ○国民健康保険病院事務局長(高橋美香君) このシステムは、既に8年、9年経過していて、もう更新するのに予断を許さないといいますか、画像がパンクしそうなぐらいサーバーがいっぱいいっぱいになっているというところもあります。こちらについては、昨年、一昨年ほどから更新するという事業の計画を進めておりまして、当然、どこの業者が取り扱えるかというのは、指名業者の中で取り扱える業者をいろいろ選定したわけですけれども、やはり、いなかったということです。当然、画像系ですので、今回の株式会社常光というのは、そもそも導入するシステムの代理店になっているところ、導入代理店になっているところですので、実際に入れるのは、大本の画像を扱っている業者になるわけで、ちまたでも、富士フィルムとかコニカとかいろいろな業者、メーカーがあるのですけれども、今回、この常光が取り扱っているのはPSPというところの画像診断システムになります。当然、今、現行で入っているのも同じ業者ということで、中身の問題といいますか、業者の取扱いとか、システムに何か不具合があるとか、そういったところでの問題点はないということで、今の同じシステムから新しいものに変わる部分で経費もかなり削減されるところもあって、特段、中止はせずにそのまま同じ業者でということで今回の決定に至ったところでございます。
- ○議長(根津公男君) ほかにありませんか。

(「なし」と言う人あり)

O議長(根津公男君) なければ、これで質疑を終結いたします。 討論はありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(根津公男君) なしと認めて、終結いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案どおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う人あり)

○議長(根津公男君) 異議なしと認めます。 よって、本案は原案どおり決しました。

◎議案第57号 財産の取得について

○議長(根津公男君) 日程第6、議案第57号 財産の取得についてを議題といたします。 提案理由の説明を求めます。

本所政策財政課長。

〇政策財政課長(本所 淳君) 議案第57号 財産の取得についてご説明いたします。 次のとおり財産を取得したいので、議会の議決を求めるものです。

提案の理由でございますが、情報系ネットワーク機器更新に伴い、予定価格が700万円を超えることから、地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものです。

取得物件につきましては、情報系ネットワーク機器更新一式で、取得価格につきましては1,397万円に北海道市町村備荒資金組合が設定する利率で計算された利子分を加算した額でございます。

契約方法につきましては随意契約とし、契約の相手方につきましては札幌市中央区北4条西6丁目、北海道市町村備荒資金組合でございます。

次に、別冊の説明資料の3ページをお開きください。

備荒資金組合と随意契約をするに当たり、システム機器の調達業者及びその金額を決定する ため事前に入札を行いましたので、その経過についてご説明いたします。

情報系ネットワーク機器更新に係る入札経過、1、入札執行日は令和5年7月4日火曜日、2、業務概要及び入札経過、①事業概要、場所、豊浦町町内、業務内容、情報系ネットワーク機器更新一式、工期、契約日から令和5年10月31日まで、②入札経過、落札、1回目、落札金額、1,270万円、落札率、93.93%、消費税、127万円、落札業者、リコージャパン株式会社マーケティング本部北海道支社公共営業部、③指名業者、同様でございます。

以上で説明を終わります。

- ○議長(根津公男君) 説明が終わりましたので、質疑があれば許します。 渡辺議員。
- **○6番(渡辺訓雄君)** これも備荒資金を活用してやることは分かっていますし、様々な利点もあって、悪いことではありませんが、もうちょっと詳しく説明してくれればなと思っています。

利子は幾らなのですか。償還も含めてね。

- 〇議長(根津公男君) 本所政策財政課長。
- 〇政策財政課長(本所 淳君) 令和5年度から令和9年度まで5年間の元利支払分の年利 0.15%の利子を加えた額でございまして、利息の想定としましては、5年間で5万4,145円でございます。
- ○議長(根津公男君) ほかにありませんか。
 勝木議員。
- **〇4番(勝木嘉則君)** これも、先ほどからいろいろと言われているのですけれども、公募業者は何者かあったのですか。
- 〇議長(根津公男君) 本所政策財政課長。
- ○政策財政課長(本所 淳君) このネットワーク機器更新については、リコージャパンということで1者指名でございます。

こちらにつきましては、令和3年度から情報系サーバーの整備事業者でございまして、当該 事業者と契約しなければ、今回の機器更新に関する設定や故障時の保証対応などの面で業務に 支障を来すおそれがございますので、安定的な業務遂行のために当該業者を指名したものでご ざいます。

- 〇議長(根津公男君) 勝木議員。
- **○4番(勝木嘉則君)** 今後もいろいろある中で、前もってやっている業者を指名業者とする というふうな考えでよろしいのでしょうか。
- 〇議長(根津公男君) 本所政策財政課長。
- **○政策財政課長(本所 淳君)** この件に関しては、改めて業者を替えなければならないような、全ての機器を更新して、保守体制も全部変えて、新たな追加費用も払ってでも変えなければならない理由が生じる場合についてはそういった部分を考えなければならないかと思いますが、現在ではこれを更新することが最も安価にできるものと判断しまして、このような指名とさせていただいております。
- ○議長(根津公男君) ほかにございませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(根津公男君) なければ、これで質疑を終結いたします。 討論はありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(根津公男君) なしと認めて、終結いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案どおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う人あり)

○議長(根津公男君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案どおり決しました。

◎発議第5号 議員の派遣について

○議長(根津公男君) 日程第7、発議第5号 議員の派遣についてを議題といたします。 お諮りいたします。

本件につきましては、お手元に配付のとおり議会広報研修会が予定されており、そのように派遣することにしたいと思います。

ご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う人あり)

○議長(根津公男君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案どおり派遣することに決しました。 以上をもちまして、本日の日程は全て終了いたしました。

◎散会宣告

O議長(根津公男君) 本日は、これをもって散会いたします。 お疲れさまでございました。

午後2時08分 散会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和5年7月21日

議長

署名議員

署名議員